

## カンボジアの税制概要

### 岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL) 土肥 泰士

カンボジアの税制は 1997 年に制定された税法 (Law on Taxation) 及び 2003 年の改正税法 (Amendment Law to Law on Taxation) に基づく。各税制について、詳細規定が省令 (Prakas) として発行されている。以下に、現地法人に発生する主な税金について概略を説明する。

#### 1. 法人税

事業活動からの所得および事業活動に関連しない不動産や金融資産からの所得など、全ての所得が課税対象となる。接待交際費や寄付金等、損金算入に制限が定められているものもあるが、比較的多くの事業に関連する費用について損金への算入が認められている。法人税の通常税率は 20% であり、ベトナム (25%) やタイ (30%) などの近隣諸国と比べても低い税率となっている。

##### [最低課税制度]

カンボジアの法人税においては、最低課税の制度が定められている。企業が損失を計上する場合でも、収益の 1% に相当する額が課税される。アジア諸国の中でも特異な制度であり、事業形態によっては当課税の負担が大きくなるケースも考えられ、進出検討の際には注意が必要である。

#### 2. 個人所得税

カンボジアにおいては、日本の様な個人の所得を包括的に課税する枠組みはなく、主に個人の税務は給与税 (Tax on Salary) の制度に基づく。

給与税は、雇用関係により受領する給与に課される税金であり、カンボジア居住者であれば、カンボジア源泉給与および外国源泉給与が課税対象となる。超過累進課税方式であり、税率は以下の表の通りである。

【表 1：給与税率】

月額給与		税率
0 ~ 500,000	リエル (約 125 米ドル以下)	0%
500,001 ~ 1,250,000	リエル (約 125 ~ 312.5 米ドル)	5%
1,250,001 ~ 8,500,000	リエル (約 312.5 ~ 2,215 米ドル)	10%
8,500,001 ~ 12,500,000	リエル (約 2,215 ~ 3,125 米ドル)	15%
12,500,001	リエル以上 (約 3,125 米ドル以上)	20%

参考：1 米ドル=約 4,000 リエル

[付加給付税]

企業が従業員に提供する住居や車両等の付加給付に対して、一律 20%の税率が課せられる。企業が従業員もしくはサービス等の提供先への支払いから源泉徴収することが規定されているが、給付の性質上、企業が当税金を別途負担している対応がほとんどである。上記の給与税とは別途計算され申告することとなる。

### 3. 付加価値税

付加価値税は、カンボジア国内において提供される物品やサービスを対象に幅広く課税される。税率は 10%であり、公共郵便、交通サービスなどは非課税取引とされている。付加価値税の納税義務者は、付加価値税登録事業者として登録された法人である。

売上 VAT から仕入 VAT を控除して申告・納付が可能で、申告はインボイスに基づいて行われる。VAT 申告のためには、インボイスについての記載内容など満たすべき要件が定められている。

### 4. その他 (源泉徴収税)

カンボジア国内において事業を行う者は、以下の特定の支払いに対し、源泉徴収の義務が課せられる。カンボジア居住者への支払いには以下の表の税率で源泉が義務付けられる。カンボジア非居住者への支払いには、各種サービス、ロイヤルティ、利息、配当金等の支払いに対し一律 14%の税率が課せられる。

カンボジアでの実務上、当制度に関する理解のない事業者が多く、制度の原則上サービスの提供者が負担すべき税金であるがそれを認めず、支払者側の負担として申告が求められることが少なくない。契約の際に、事前に源泉徴収税の負担について確認することが望ましい。

【表 2：源泉徴収税率 (カンボジア居住者)】

内容	税率
VAT 非登録業者から提供されるサービス料 ロイヤルティ 支払い利息 (金融機関への支払い除く)	15%
定期預金利息・普通預金利息 (金融機関から居住者への支払い)	4%・6%
事務所、住居、機械設備の賃貸等のリース料	10%

### 5. 申告実務

[月次申告]

前述の法人税、給与税、付加価値税、源泉徴収税について月次の申告が必要となる。法人税は、月次で売上の 1%分を申告・納付する。申告・納付期限は、付加価値税については翌 20 日、その他の税金については翌 15 日までと規定されているが、実務上全ての申告を翌 15 日までに行っている。

法人や支店、駐在事務所の設立後、税務登録手続きが求められるが、この税務登録手続

き完了直後から月次税務申告の開始が要求される点には留意が必要である。

### [年次申告]

法人税についてのみ、年次の確定申告が必要となる。個人所得税の確定申告制度はない。

法人税額は年次の確定申告に基づいて決定され、月次で納付された金額との差額を納付することとなる。損失の場合には、月次に納めた税額は最低課税分として取り扱われる。申告は年度末から3月以内に行わなければならない。

駐在員事務所の場合にも、売上が発生しないため法人税が発生することはないが、実務上、費用を集計し申告書類を提出することが求められている。

## 6. 総括

以上、カンボジアの現在の税務実務について説明した。法人税、個人所得税の税率が周辺諸国に比べて低い水準にあることは、カンボジアへの投資の優位性の一つと言えるであろう。しかし、カンボジアでの利益計画等の策定においては、損失計上時にも負担となる最低課税制度や、現地の慣習により、想定外の税負担が発生するリスクについて留意が必要である。

制度は整えてあるものの、実務との乖離が存在している、もしくは制度自体に不備があると考えられる部分も多い。現在は、社会的にコンプライアンスの意識が低く、適切な実務を遂行しようとする企業に負担が掛ってしまう状況にあるといえる。しかし、外資系企業の進出が加速している中で、現在のような実務が今後も続いていくとは考え難い。将来的に予期せぬ指摘を受けるリスクも想定され、進出企業には、適切な制度の理解と国際的な慣習を鑑みた保守的な対応をとる事が適切と考える。